

講義第9回 財産関係と法

岡本 裕樹

I. 最高裁判所の判決より

A 工業株式会社の取締役 S は昭和63年頃より、A 社の仕事とは関わりのないところで個人的に不動産投資を始めた。その中で、平成3年5月15日に X 銀行は S に対して、6000万円の貸付債権を取得した。ところが平成4年頃から S の資金繰りは悪化したことにより、同年1月末に A 社の取締役を退任したため、収入が途絶え、自己の負っている債務が資産を遥かに上回る状態となった。また、同年4月には所有する不動産の一部について、抵当権者から競売申立てがなされるなどした。X 銀行も S に対して、上記貸付債権につき裁判を起し、債権の存在について確定判決を得ている。

その一方で S は、平成2年頃より Y と同棲を開始し、平成3年10月5日に婚姻届を提出していた。しかし、S は A 社を退社後、働かずに飲酒をしては Y に暴力を振るうようになったため、平成6年6月1日に S と Y は協議離婚した。その際、すでに債務が資産を超過しているために他の債権者に不利益を及ぼすことを認識しながら、S は Y との間で財産分与や慰謝料の支払いに関する契約を締結し、この契約について公正証書を作成した（慰謝料2000万円、生活補助費毎月10万円）。このとき Y も、S が不動産投資に失敗していたり、平成4年の不動産競売の申立てについて知っていた。

平成7年8月、X 銀行は先の確定判決で確認されていた S に対して有している債権のうちの500万円に基づき、A 社と S の間で未払いのままであった給料など（261万円余り）を差押えた。また、Y も先の契約にも拘らず A が一切の支払いをしないため、この契約に基づく債権2200万円（財産分与の時から差押えまでの22ヵ月分）に基づき、平成8年4月に S の未払い給料を差押えた。このように差押えが競合したため、A 社は未払い給料分の261万円余りを供託した。

【参照条文】

（詐害行為取消権）民法424条：①債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時に於いて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りではない。

II. 近代私法の諸原則

資本主義社会を前提に、自由・平等・独立の個人による自由な社会活動の保障を志向

↓

権利能力平等の原則：すべての私人に独立・平等な法的権利・義務の主体性（法人格）が認められる

私的自治の原則：政治権力の介入なしに、自由な合意（契約）による商品交換が認められる

所有権絶対の原則：すべての財貨の上に排他的な私的所有が認められる

* 革命当時の財産を有する市民階級（ブルジョワジー）が自己利益を追求するための社会構造理念

「平等で対等な市民」から「多様性を前提とした実質的平等な市民」への人間像の転換

III. 権利能力平等の原則

すべての私人は、差別されることなく、等しく権利義務の主体となる資格（権利能力）を有している

* 親子兄弟や夫婦も、それぞれが独立した権利義務主体→他人の借金を支払う必要なし
ただし、相続、日常家事債務

* 判断能力が十分でない者のために特別のルール（成年後見制度、未成年）

情報・知識・経験などに格差のある事業者と消費者の取引に特別のルール（消費者契約法）

IV. 私的自治の原則

私的生活の領域においては、個人が自由意思に基づいて自律的に法律関係を形成することができる

契約自由の原則（締結の自由、内容形成の自由、相手方選択の自由、方式の自由）

社団設立自由の原則

遺言自由の原則

自己責任の原則：自由な活動の結果、被った損害・損失は自分で負担しなければならない

過失責任の原則：故意・過失によって他人に損害を与えた場合には、その賠償をしなければならない

* 公序良俗や、強行法規に反する契約は無効 e.g. 賭博契約・談合契約、宅建取引の仲介報酬制限

* 社会的弱者保護の観点からの規制・・・借地借家法、労働法など

* 消費者保護の観点からの規制・・・約款規制、利息制限法、消費者契約法など

V. 所有権絶対の原則

所有者は自由に所有物を使用・収益・処分ことができ、何人に対しても物の支配を主張できる

債権の相対性：債権者は債務者に対してしか、履行を請求できない

→債務の引当ては債務者の財産のみ

* 公共の福祉・信義則による制約、権利の濫用の禁止

* 法令による制限

VI. 過失責任の原則

故意・過失のない限り、他人の損害を賠償する必要はなく、自由に活動することができる

・・・私的自治の原則を背後から支える法原理

不法行為責任

①故意・過失

過失：損害発生の予見可能性があるのに、結果を回避する行為義務を怠ること

* 過失責任の修正

・自動車事故における加害者側の無過失の立証責任・・・立証責任の転換

・被用者の行為に関する使用者の無過失責任（報償責任）

・土地の工作物などに関する所有者の無過失責任（危険責任）

・製造物に関する製造者の無過失責任

・鉱害、原子力損害、大気汚染、水質汚濁などに関する無過失責任

②責任能力

責任無能力者：自己の行為の責任を弁識する能力を欠く者（11歳程度の子供、精神上的の障害）

・・・監督義務者（両親など）が損害を賠償する責任を負う

③権利や法律上保護される利益の侵害

④損害の発生

⑤因果関係

⑥違法性阻却事由のないこと

正当防衛、緊急避難、被害者の承諾、正当業務行為、自力救済